

**令和5年度**

**一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会**

**総 会**

**日 時 : 令和5年5月27日(土)**

**13:30 ~ 16:00**

**会 場 : 神戸市立総合福祉センター**

# 令和5年度 一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会総会

## 【 次 第 】

日 時 : 令和5年5月27日(土) 13:30~16:00

会 場 : 神戸市立総合福祉センター 第5会議室

ZOOM 配信併用

◇開 会 (13:30~)

代表挨拶:

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会 代表理事 伊賀浩樹氏

来賓祝辞

神戸市福祉局

副局長 若杉 穰 氏

一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会 会 長 山内知樹氏

◇総 会 (13:45~14:15)

第1号議案 令和4年度 事業報告

第2号議案 令和4年度 決算報告 決算監査報告

第3号議案 役員改選・組織体制について

第4号議案 定款変更について

報告事項 令和5年度 事業計画

令和5年度 予算(案)

◇記念講演会 (14:30~16:00)

テーマ

「自分に戻り、自分とつながる」

～感情労働からケアマネジャーを守るために～

講師

関西学院大学 人間福祉学部 社会福祉学科 教授 池埜 聡 氏

司会進行

神戸市ケアマネジャー連絡会

顧問 山内賢治氏

◇閉 会

令和4年度 一般社団法人 神戸市ケアマネジャー連絡会  
事業報告（案）

全体総括

今年度においても、一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会（以下本会）は、一般社団法人日本介護支援専門員協会（以下日本）及び一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会（以下県協会）と協働し、神戸市という地域基盤に根差した事業運営を実践し、利用者の自立支援に資するケアマネジメント力の向上を目指して活動をしましたが、総括的には、新型コロナ感染症の影響もありましたが、安定した事業が運営できたのではないかと思います。主な事業については以下の通りです。

研修や企画等の開催については、新型コロナウイルスによる影響があり、会員相互の親睦を深める企画はできませんでしたが、皆様のご協力により神戸市委託事業の研修・連絡会独自の研修や会議を開くことができました。

会員数については、会員数 600 名の確保を目指して、日本並びに県協会との協働し、会員確保の実行委員会はキャンペーンに参加すること等、職能団体としての活動を実践してきましたが、年度末では 550 人を切る状況です。引き続き県協会と様々な対策を検討する必要があります。本会独自の会員制度についても検討します。

財源確保については、会員数 550 名を切っており、会費収入の予算確保ができませんでしたが、研修開催での収入や神戸市委託事業での収入があり、財源を確保することができています。

会員の専門性や質の向上を図ることについては、引き続き神戸市との協働事業として実施しているケアマネジメント力向上を目指した「自立支援型ケアマネジメント研修」及びケアマネジャーの育成とスーパーバイザー養成を目的とした「神戸市地域同行型実施研修」を神戸市より委託事業として実施しました。また本会独自の研修も計画的に実施し、昨年度より参加人数は増加しております。

また、神戸市との連携については、今年度も 12 月に「ケアマネジャーの声を聴く会」を開催し、介護予防ケアマネジメントに関する委託業務の負担軽減やケアプランチェック及び運営指導に関する負担軽減等について意見交換をしましたが、継続的な話し合いの必要性があると考えています。しかし、今年度は特に災害時における避難計画書の作成、DNAR、ACP、こども若者ケアラー支援、ひきこもり支援、医療介護の連携等関すること等、多くの神戸市の政策の普及啓発のために会議や研修に参画し、より連携を深めることができたことは成果と考えています。

神戸市への要望について、声を聴く会に合わせて毎年神戸市介護サービス協会を通して提出していますが、今年は特に神戸市シルバーサービス事業者連絡会と連名で、物価高騰対策に関する要望書を提出し、入所及び通所系だけでなく 11 月に訪問系の事業所にも 5 万円の支給がありました。神戸市より 8 月に新型コロナに関する支援として 10 万円の支給もあり、神戸市の理解が深まっている成果の一つと考えています。

役員体制については、役員体制を見直し、主な収入源である研修が実施できる体制に組み替えて事業を運営しました。様々な課題がありますが、来年度も同じ体制で運営したいと考えています。

最後に総括として、今年度も介護サービス協会に所属する神戸市医師会・歯科医師会・薬剤師会等や医療介護サポートセンター等関係機関、また、本会活動の基盤となる各区の活動への支援、区行政との連携を強化し、各種関係団体との協働を通して社会的な責任を持って活動することを再確認し、会員であることが誇りであり会員と共に発展する組織として健全な運営を目指しました。今後も引き継ぐ必要があると考えます。

令和4年度、一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会は、引き続き下記の目標を掲げ事業運営を行いました。以下実施報告です。

目標：神戸市、関係機関、地域団体との多職種協働を基盤とし、職能団体としての組織強化と運営の発展を目指し、会員支援と地域社会（市民）の介護保険ニーズに貢献する事業を展開する。

本年度に掲げた目標を達成するための実践課題として、以下の点に取り組みました。

実践評価：達成できた○ 達成には至らず課題が残った△ 達成できなかった×

- ① 会員数 650 名を目標とし、そのために、昨年度と同様に、兵庫県介護支援専門員協会と連携して、会員確保のためのキャンペーンに協力します。そして、今年度は特別に会員確保のための実行委員会を立ち上げます。また、本会独自の会員制度についても引き続き検討します。

実績評価：× 650名の会員確保はできませんでした。県協会のキャンペーンに協力しましたが、新規会員数が昨年度より減少しています。

- ② 市・区における活動を充実させ、より身近な職能団体として会員限定の研修や支援の機会を増やし会員としてのメリットを高めます。

実績評価：○ 連絡会独自の研修を充実させ、研修参加者が増加しましたが、コロナの影響で懇親会等会員同士の交流の機会が少なかったです。

- ③ 会員の専門性や資質向上を目的とした研修や相談窓口（メンタルケア）を設置し、カウンセリングなどの支援者支援を行い、会員の希望、要望に対応できる仕組みを作ります。

実績評価：× 連絡会独自のカウンセリングの支援はできませんでした。

- ④ ホームページや広報誌や様々なネットサービス等を活用し、ケアマネジメント業務に必要な情報などを速やかに会員へ提供し、安心した活動を支援する環境を整備します。

実績評価：○ ホームページ・広報誌・メルマガ等で必要な情報を提供しました。

- ⑤ 市民が安心した介護サービスの利用ができるよう、会員と行政等の関係機関との連携を

強化し、制度上の問題の早期発見、早期解決を行います。

実績評価：○ 神戸市等関係機関と連携を図り、新型コロナの対応をはじめ、ひきこもり支援・こども若者ケアラー支援・災害時の避難体制・DNAR、ACP、医療介護の連携等様々な課題に取り組みました。

- ⑥ 会員個々のケアマネジメント力向上に対応した研修を開催し、専門職としての意識を高め、利用者の生活の質を維持向上できる支援を目指します。

実績評価：○ 神戸市自立支援ケアマネジメント研修、地域同行型研修やケアプランチェック等昨年度よりも多くの研修を実施し、研修参加者が増加し、アンケートでも評価されています。

- ⑦ 神戸市をはじめ関係機関からの事業委託を積極的に受け、組織の地位向上と事業運営の安定を図ります。

実績評価：○ 神戸市より、災害時の避難計画の作成、BCP、DNAR、ACPをはじめ様々な政策企画に参画したこと、また医師会との共催で、主治医意見書研修、歯科医師会との共催で口腔ケア研修を実施、薬剤師との連携で、服薬管理に関する情報交換を実施、また、各区医療介護サポートセンターと連携し、研修企画に参画しました。

- ⑧ 職能団体としての組織強化を目指し、日本、県協会との役割分担や活動の透明化を図ることで組織力を向上させ、本会会員にとって魅力ある事業計画の推進力を高めます。

実績評価：○ 県協会の理事会及び支部長会議に参加するなど、県協会の事業にも協力しました。

具体的な実践報告については、各種委員会・各区事業報告で述べます。

区 名 : 東灘区

理 事 名 : 甲斐勇祐

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
事業所を超えた事例検討会	令和4年 4月14日	東神戸薬局 3階	18名	独居の末期がんの方の支援について、過去の事例をもとに振り返った。医療や友人との情報共有の大切さを認識した。
ケアプランチェックについての研修会	令和4年 6月10日	東神戸薬局 3階	17名	各事業所より、ケアプランチェックを受けた感想や指摘点などを共有。自立支援型のケアプランになっているか見直しが必要。
事業所を超えた事例検討会	令和4年 10月27日	東神戸薬局 3階	18名	虐待認定された共依存のある親子の事例。虐待の対応と利用者のケアマネジメントが入り混じることがあった。虐待対応の機関との役割決めが重要。
事業所を超えた事例検討会	令和5年 2月10日	東神戸薬局 3階	14名	息子と2人暮らしのアルツハイマー型認知症の方の事例。外に出たい理由の確認や他の家族の関わりは難しいのかななどの意見が出た。
事業所を超えた事例検討会 企画会議	令和5年 2月10日	東神戸薬局 3階	11名	令和5年度の事業所を超えた事例検討会、研修会等の年間スケジュールを決定した。

②定例会

気づきの事例検討会（2か月に1回）

東灘区医師会との会議（毎月第3金曜日）

東灘区医療介護サポートセンターとの会議（毎月第1金曜日）

世話人会（事例検討会や研修会后、3か月に1回）

③特記事項

・今年度は、新型コロナウイルスの影響で8月の事例検討会ができませんでしたが、その他の事例検討会や研修会は、すべて参集型で行うことができました。

・世話人さんが増えて、世話人会での情報共有も盛んとなってきました。

区 名 : 灘区

理 事 名 : 原田英男

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
灘区中央区合同勉強会 「谷さんと足立さんを 囲んで茶話会」	1月21日	総合福祉セ ンター 第1.2研修室	15名	谷義幸氏と足立里江氏を囲んでの事例検討 会やケアマネ業務についての討論や相談等

②定例会

灘区在宅ケア推進会会議 (R4/6/10、R4/9/9、R5/2/10) 灘区在宅ケア推進会コア会議 (R4/5/13、R4/7/8、R4/11/11、R5/2/10) さくら塾(灘区多職種連携研修会) (12/17)
---

③特記事項

今年度も新型コロナウイルス感染予防もあり、研修が中々開催できませんでした。
---------------------------------------

区 名 : 中央区

理 事 名 : 清水文絵

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
中央区医師会・ケアマネ 連絡会合同勉強会	11月10日	神戸市医師 会館4階大 ホール	30名	「新型コロナウイルスの現状について学び ませんか」講師：神戸マリナーズ厚生会病 院 榎本勝彦院長 / 野澤内科循環器科 野澤真人院長
中央区・灘区・気づき 合同研修会	1月21日	総合福祉セ ンター 第1.2研修室	15名	「谷さんと足立さんを囲んで茶話会で、話 そう 学ぼう」気づきの事例検討会をもっ と身近に感じるために～ 講師： 公立神崎総合病院 MSW 谷義幸氏 朝来市地域包括支援センター 足立里江氏

②定例会

<ul style="list-style-type: none"><li>・中央区世話人会議</li><li>・中央区在宅医療・介護連携推進協議会に参加。</li><li>・気づき勉強会はコロナ禍の状況で集合開催自粛、メールや電話で悩み相談や情報共有。</li></ul>
---

③特記事項

久しぶりの参集型での研修開催ができました。来年度も中央区の他の職種や周辺区と共同しながら、機会を増やしていきたいと思ひます。
--



区 名 : 兵庫区

理 事 名 : 中野 京子

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
神戸市ケアマネジャー 連絡会・兵庫ブロック 連絡会	5月24日	ZOOM	17名	地域資源及びコロナ禍の情報共有
神戸市ケアマネジャー 連絡会・兵庫ブロック 連絡会	8月16日	ZOOM	7名	コロナ感染拡大に伴う業務状況の共有、 BCP、ケアプランチェックの情報共有
神戸市ケアマネジャー 連絡会・兵庫ブロック 連絡会	11月15日	なごみ暮らしの保健室	10名	ケアプランチェックの動向を踏まえてケア マネジメントプロセスや制度の確認
神戸市ケアマネジャー 連絡会・兵庫ブロック 連絡会	2月21日	なごみ暮らしの保健室	6名	地域特有の課題や災害計画等の情報共有、 次年度について

②定例会

- ・気づきの事例検討会…毎月第1火曜日に固定メンバーで開催
- ・兵庫区地域ケアネット居宅介護支援部会への参加
- ・医療介護連携推進協議会への参加

③特記事項

今年度より、コロナ禍で休止状態であった区の連絡会の活動を再開しています。  
世話人や気づきの事例検討会メンバーも少数となり、次年度は共に活動してくれる仲間づくりができたらと思います。

区 名 : 北 区

理 事 名 : 宮田奈美

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
家で出来るフレイル予防～ケアマネジャーから利用者に伝えよう～	12月21日	箕谷会館	15名	コロナ禍による現状の報告。理学療法士によるフレイル体操の指導。実際に体操を行い自身の体を知る。
リエゾン事業成果発表会	1月14日	箕谷会館	10名	一般科・精神科等医療機関連携モデル事業の成果発表会。実際の事例報告。対応困難事例等をグループワークで話し合う。

②定例会

--

③特記事項

コロナ禍で研修開催が出来ていませんでしたが、医師会・医療介護サポートセンターの協力があり、2回はありますが研修が開催出来ました。久しぶりの研修で他職種交流もでき、有意義な研修が出来たと思っています。
---

区 名 : 長田区

理 事 名 : 森 佳緒里

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
鉄人ケアマネ	7月26日	長田文化センター 講習室	10名	『BCP作成の要点解説』 講師：明石恵典法律事務所 弁護士 明石恵典先生

※区内関係機関への出務報告

災害時の医療介護提供協議会	①会議年5回出務 ②災害時の医療介護提供協議会における災害医療フォーラムの動画作成でケアマネジャーの役割についてのスライド作成等協力。（作成した動画は9月にYouTube配信とDVDを地域に配布された） ③12月10日長田区総合防災訓練において、災害救護本部設置訓練に出務 ④2月16日開催の発災時に救護本部設置のための連絡訓練においては救護本部に参集、状況報告などの訓練を行い、災害に備えて、関係機関との連携の構築を行った。
長田区役所	区の虐待ネットワーク会議及び区の地域ケア会議出務

②定例会

世話人会～偶数月の第1木曜日、長田ケアホームにて、定期的を開催。 気づきの事例検討会～『ケアマネジャーの質問力』による学習会、第三金曜日に開催
--

③特記事項

長田区では三師会、区役所、関係機関の連携構築に力を入れており、神戸市ケアマネジャー連絡会（長田区）も出務を行い、コロナ禍においても連携強化を行っていった。
---

区 名 : 須磨区

理 事 名 : 菊地克暢

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
感染症研修会（第2回）	11月14日	KOBE須磨きらくえん	21名	コロナ陽性者へのケアプラン、生活支援、感染予防対策のポイント講義とPPEの着用実習を行った
感染症研修会（第3回）	12月9日	KOBE須磨きらくえん	17名	グループワークを行い、コロナ対応について話し合い、今後の注意点、気を付ける点を共有した

②定例会

- ・須磨区世話人会年4回開催した
- ・須磨区医療介護サポートセンター事業（課題抽出対策検討会議）に参加した
- ・須磨区医療介護推進協議会に参加した

③特記事項

ケアカフェ（ICTを活用）を実施予定だったが、コロナ流行等もあり中止となった。

区 名 : 垂水区

理 事 名 : 荏開津可奈

### ①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
垂水区定例会 「ケアマネ勉強会」	①5/24 ②6/21	名谷すみれ苑	① 22名 ② 20名	ケアマネジャーの実践知 援助力を高める「アセスメント力」の磨き方 講師：木村 和弘氏 パートI・パートII
気づきの事例検討会 自主勉強会	①7/27 9/28 10/26 11/30 1/25 3/29 ②2/22	①ZOOM ②名谷すみれ苑	①3~6名 ②6名	①渡部律子著 「高齢者援助における相談面接の理論と実際」を元に勉強会 ②気づきの事例検討会事例検討会
垂水区医師会、その他 職種との多職種連携	①6/1 9/7 ②7/16 ③7/21 11/17 ④7/27 ⑤8/4 ⑥10/22 ⑦9/21 ⑧11/30 3/22 ⑨2/14 ⑩2/21	ZOOM 医師会館		①緊急時医療介護連携小委員会に参加 ②垂水区在宅医療勉強会 「多職種から薬剤師に期待することの」パネリストで参加 ③オンラインを利用したICT多職種連携推進検討小委員会参加 ④垂水区地域ケア推進検討委員会に参加 ⑤コロナ禍 支援職ミーティング ⑥垂水区在宅医療勉強会「高齢者救急医療について」 ⑦看取り検討小委員会に参加 ⑧地域ケア推進検討委員会に参加 ⑨垂水区地域ケア会議に参加 ⑩メディネットタイム小委員会に参加
世話人会	10/12 2/13	ZOOM		神戸市ケアマネジャー連絡会・垂水区の小委員会への意見収集・報告

### ②定例会

・定例会においては、新型コロナウイルス感染予防に配慮しながら、気づきの事例検討会と合同で久しぶりの対面での垂水区のケアマネジャーの勉強の機会になりました。

### ③特記事項

【目標やテーマ、課題にむけた取り組みなど】

新型コロナウイルスの影響が続いている状況の中、様々な活動に制限が生じたり、予定を変更したりせざるを得ない中、区単位での運営に各世話人の使命感もあって、協力を得ながら運営を続けることができましたように思います。

まだまだ職業的にも感染予防を重要視しつつ、ZOOMの活用と対面型も検討しながら、会員が集える企画を今後も工夫していきたいと考えています。

ケアマネジャーの職能団体、その他団体や機関の機能や役割も年々、変化してきていると感じています。自分たちの役割は何か、何ができるのか、他にはない独自性は？といったことを考えながら、地域で活動するケアマネジャーの仲間が増え、仲間がつながり、ケアマネジャーを長く続けていけるそんな環境作りの一助となっていければと考えています。

区 名 : 西区

理 事 名 : 藪本 眞理子

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
ワールドカフェ	4月14日	ZOOM	30名	西区医療介護サポートセンター主催 在宅での看取りケアマネジャーの立場から 発表 藪本
西区主任ケアマネジャー 連絡会合同 ヤングケアラーについて	6月15日	西区役所会 議室	55名	講師 神戸市福祉局政策か子供若者ケア ラー相談支援窓口 課長上田智也氏
西区医師会懇親会	6月25日	西神オリエン タルホテル		神戸市西区医師会主催の懇親会
西区主任ケアマネ ジャー連絡会合同 BCPに向けての研修会	10月24日	西区役所会 議室	50名	神戸市介護保険課 係長 福原氏 明石恵典法律事務所 弁護士 明石氏 それぞれの立場からの講義
西区医療介護サポート センター主催研修	11月10日	ZOOM	55名	西区医療介護サポートセンター主催 コロナを支 援する方々の現状とこれからについてパネルディス カッション パネラーで参加 藪本
西区主任ケアマネ ジャー連絡会合同 援助力を高めよう	1月24日	西区役所会 議室	40名	日本ケアマネジメント学会 副理事 白木 裕子 氏 事例検討会 ライブ
西区医療介護サポート センター主催研修	2月16日	ZOOM	50名	西区医療介護サポートセンター主催 パーキンソ ン病を持つ人に寄り添うために「パーキンソン病の 日常生活支援」ケアマネジャーの立場から パネラーで参加 藪本
西区歯科医師会主催研修	2月18日	ZOOM	100名	西区歯科医師会主催 「ときわ病院回復期リハビリテーション病棟におけ るミールラウンドのチームアプローチ

②定例会

西区医療介護センター研修への参加 検討会議 マップ作り会議 課題抽出検討会議 への参加 西区地域ケア会議の参加 年1回 世話人会 西区主任ケアマネジャー連絡会合同会議 きづきの事例検討会 月1回 ケアマネカフェ (コロナの為中止)
--

③特記事項

神戸市で二番目に広い西区の地域に根付けるように地域の課題に取り組み誰もが住みやすい町を目指す そんな思いのある方世話人を募集しています
--

委員会名：委託事業運営

理事名：林 義記

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
自立支援型研修 2日間（1日目）	8月18日	総合福祉センター	49名	1部ケアマネジャーとともに取り組むヤングケアラー支援 講師：こども・若者ケアラー相談・支援窓口 担当課長上田智也氏 2部2部 自立支援につなげるためのリハビリテーションの視点に学ぶ 講師：地域リハビリテーション指導員 理学療法士高村佳輔氏 作業療法士井上紳也氏
自立支援型研修 2日間（2日目）	8月31日		49名	適切なケアマネジメントの標準化 講師：富田洋介氏
自立支援型研修 主任スキルアップ研修	9月26日	総合福祉センター	52名	スーパービジョンの基礎を学ぶ 講師：白木裕子氏
地域同行型研修 （主任介護支援専門員） スーパービジョン 3日間 1日目	10月1日	総合福祉センター	20名	スーパービジョンとは 講師：大阪人間科学大学 教授 武田卓也氏
地域同行型研修 （主任介護支援専門員） スーパービジョン 3日間 2日目	10月21日			法定研修改正から見えてくるもの スーパービジョンが求められる背景 講師：船江孝志氏
地域同行型研修 （主任介護支援専門員） スーパービジョン 3日間 3日目	11月11日			介護支援専門員に求められる姿 講師：山内賢治氏
地域同行型研修 基礎知識研修 2日間	12/14 （午前・午後）	総合福祉センター	33名	医療とケアマネジメント 講師：河井眞知子氏 ケアマネジメントの流れ（ケアプラン作成） 講師：船江孝志氏
地域同行型研修 初任研修 3日間	1/11 1/25中止 2/15午前・午後	総合福祉センター	9名	初任者と主任介護支援専門員がペアになり、よりOJTに近い形で、アセスメント～ケアプランの作成までを確認する。 講師：船江孝志氏

委員会名： 施設CM支援委員会

理事名： 河村有紀

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
令和4年度第1回施設ケアマネジャー研修	11月7日	神戸市医師会館	29名	「今さら聞けない！施設ケアマネジメントプロセス」～入所時プランからその人らしい生活を支え続けるために大切なこと～ アドバイザー： 福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科教授奥西栄介氏 神戸市福祉局監査指導部虐待防止担当係長八尾佳代子氏
令和4年度第2回施設ケアマネジャー研修	2月27日	総合福祉センター 第5会議室	34名	「施設ケアマネジメントに基づくターミナルケアを考える」～その人らしい暮らしを最期まで支えるために～ 講師：NPO法人介護支援の会松原ファミリー 元甲南女子大学看護リハビリテーション学部 佐瀬美恵氏 特別養護老人ホーム白寿苑診療室看護師 山内恵美氏

②定例会

施設ケアマネジャー支援委員会開催（7/28 9/5 10/25 12/14 2/6） 全5回

③特記事項



委員会名： 認知症ケア推進

理事名： 森佳緒里

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
ケアマネさん必見研修	3月18日	総合福祉センター	48名	『若年性認知症について 講師：兵庫県社会福祉協議会 ひょうご若年性認知症支援センター 岩井 史子

②定例会

--

③特記事項

--

委員会名： 気づきの事例検討会推進委員会

理事名： 義原 順子

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
気づきの事例検討会研修	9月10日	総合福祉センター 第5会議室	29名	「アセスメントは支援のカナメ～寄り添い、考え、理解する～」講師：公立神崎総合病院ソーシャルワーカー谷 義幸氏 ・寄り添い、考え、理解するために必要な「地力」 ・アセスメントのための「地力」を磨く ・「気づきの事例検討会」の有効性について
中央区・灘区・気づき合同研修会	1月21日	総合福祉センター 第1・2研修室	15名	「谷さんと足立さんを囲んで茶話会」 講師：公立神崎総合病院ソーシャルワーカー谷 義幸氏 朝来市地域包括支援センター 足立里江氏

②定例会

定例会：5/31、7/7、12/16、2/17（ZOOM会議）

各区の活動報告。研修の打ち合わせや推進委員の勉強会などについて。

③特記事項

兵庫県気づきの事例検討会推進運営委員会出席（7月・3月）

・7月 神戸支部の特徴、活動状況について報告発表

10月2日渡部律子氏による推進委員研修

委員会名：主任介護支援専門員委員

理事名：川崎 敬子 藤原 博子

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
令和4年度神戸市自立支援型研修 主任介護支援専門員スキルアップ研修	令和4年 9月26日 月曜日	総合福祉センター	52名	主任介護支援専門員だからこそ援助力をつけよう ～支援者と共に成長せつるために～ 講師：日本ケアマネジメント学会 白木裕子氏
主任介護支援専門員研修	令和5年 1月18日 水曜日	総合福祉センター	20名	神戸市における 地域支え合い活動と社会資源について 講師：神戸市福祉局介護保険課 松尾多賀子氏 あんしんすこやかセンターからの 活動事例発表 御影南部あんしんすこやかセンター 神谷 良子氏 児玉 多寿子氏 有馬あんしんすこやかセンター 前山 園実氏

②定例会

主任介護支援専門員委員会 7月5日 ZOOM 9月26日 参集 事務局 11月22日 ハイブリット
---

③特記事項

「認知症の人と家族の暮らしに関する専門職」のアンケート 配布を12月に行う
---------------------------------------

委員会名： 金銭管理委員

理事名： 池畑 悦史

①事業内容など

事業名	実施日	実施場所	参加人数	実施内容
神戸市との意見交換会	7月12日	ZOOM		<ul style="list-style-type: none"><li>・銀行協定の取り組みについての確認。</li><li>・金銭管理問題についての現状の共有と、今後も意見交換を重ねながら問題に取り組んでいくことの確認を行う。</li></ul>
利用者の金銭問題を考える研修 ～その5～	2月2日	総合福祉センター 第5会議室	22名	<p>&lt;講師&gt; 安心サポートセンター 相談支援担当課長 森永 宏子 氏 成年後見支援センター センター長 松木 かおり 氏 神戸市福祉局くらし支援課 担当係長 今井 翔太 氏</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・社会資源や制度を知ることで日ごろのケアマネジメント業務に活かせることと、正しい知識を持つことで利用者に選択肢をもってもらえる関わりができることを目的に、福祉サービス利用援助事業、成年後見制度について研修を実施。</li><li>・また、神戸市と銀行協定についての取り組みやその内容について学ぶ研修を実施。</li></ul>

②定例会

令和4年度は、5・7・9・10・11・12・1・2・3月に定例会を開催。ZOOMにて、研修の企画、神戸市との意見交換についての検討を行ってきた。7月の定例回には、神戸市にもご参加いただき、金銭管理問題の現状の課題の共有と、今後も意見交換を行くことの確認を行った。

③特記事項

--

委員会名： 広報委員会

理事名： 森口 春美

①事業内容など

事業名	発行年月日	実施内容
神戸市ケアマネジャー 連絡会 会報誌Vol.61	令和4年 8月25日	巻頭言：「質の高いケアマネジメントを実現するため、より一層の連携を」 神戸市福祉局介護保険課介護予防担当課長 菅 澄子 氏 ・令和4年度 総会報告・記念シンポジウム 研修無料券の抽選 ・神戸市ケアマネジャー連絡会の新組織について ・神戸市からの情報提供「介護施設・事業所におけるBCP への対応について」 ・研修会に参加して ・【連載記事 職能団体について】 Vol.2 求めるもの ・私のひとり旅part1 ・ご存知ですか？アルコールチェックの「義務化」 ・事務局からのお知らせ、編集後記
神戸市ケアマネジャー 連絡会 会報誌Vol.62	令和4年 12月15日 発行	巻頭言：「ごあいさつ」 神戸市福祉局福祉局監査指導部 横矢氏 ・「新型コロナワクチン接種について」 ・神戸市からの情報提供 「令和4年度・物価高騰対策緊急支援事業について」 「介護保険制度における要介護認定について」 ・神戸市ケアマネジャー連絡会 委員会紹介 ・研修会に参加して ・「お薬相談シート」を是非ご活用ください ・【連載記事 職能団体について】 Vol. 3 職能団体の歴史 ・今後の研修案内、事務局からのお知らせ、編集後記
神戸市ケアマネジャー 連絡会 会報誌Vol.63	令和5年 3月31日 発行	巻頭言：「6年間の感謝をこめて」神戸市福祉局副局長 吉村 千波 氏 ・吉村副局長に感謝の記事 ・研修報告 ・東灘区の活動報告 ・総会開催について ・事務局からのお知らせ、編集後記
LINEビジネスによる情報 発信（ML委員会）	毎月配信	研修案内、ケアマネジャー連絡会の活動報告、ちょっとほっこりしてもらえるような雑ネタ等委員会メンバーでアイデアをだしあって、配信をしました。

②定例会

・WEB会議や参集会議など感染状況に合わせて定例会を6月、8月、12月、2月、3月に開催し、その他はLINEやメールで校正など打ち合わせを実施

③特記事項

・会報誌はカラー印刷で8ページにボリュームアップし、神戸市からの情報提供やケアマネジャー連絡会の活動報告・委員会紹介等、様々な内容を紙面に掲載し、ケアマネジャー連絡会の見える化に努めました。

・公式LINEでは毎月の情報発信を継続してきました。

広報委員会では会員の皆様に楽しんで見てもらえるようにメンバー自身も委員会を楽しみながら活動を行ってきました。

## 5. その他 報告事項

事業	内容	主催
ケアマネジャーの声を聴く会（神戸市福祉局とのヒアリング）	神戸市の介護保険や高齢者行政に関する情報をオンタイムで話し合い、事前に意見交換し、ケアマネジャーの現状を保険者に報告するために、ケアマネジャーの声を聴く会を行う (12/9)	神戸市福祉局
一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会への参画	兵庫県介護支援専門員協会常任理事として2名、エリア理事として2名が参画し、神戸支部として総会や支部長会議に参加、さらに気づきの事例検討会や研修認定制度に参加・協力を行う	一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会
神戸市高齢者虐待防止連絡会への参画	神戸市高齢福祉課が主催する神戸市高齢者虐待防止連絡会に、関係団体として参画	神戸市福祉局
神戸市地域医療推進協議会への参画	神戸市民の健康の増進と福祉の向上を図るため、神戸市における医療・介護・保健および福祉行政の拡充強化をめざし諸活動することを目的とする神戸市地域医療推進協議会へ参画	神戸市地域医療推進協議会
神戸市医師会との連携	神戸市医師会主催の主治医意見書研修会に参画。また、ACPに関する情報交換や各区においても各区医師会との連携を深めた。	一般社団法人神戸市医師会
神戸市歯科医師会との連携	神戸市歯科医師会との交流会を開催し意見交換を行う。また、共催で口腔ケア研修会を実施。(2/18) 各区においても各区歯科医師会との連携を深める	公益社団法人神戸市歯科医師会
神戸市地域包括支援センター運営協議会へ参加	神戸市が主催する神戸市地域包括支援センター運営協議会へ参画 (9/30 12/19)	神戸市福祉局
神戸市介護サービス協会との連携	神戸市介護サービス協会、居宅介護支援サービス部会に参画	神戸市介護サービス協会
県立リハビリテーション中央病院運営懇話会への参画	県民の多様な意見を求め、県民の医療ニーズを的確に反映させることを目的に設置された運営懇話会に参画	兵庫県立リハビリテーション病院主宰
神戸市介護認定審査会委員としての出務	神戸市介護認定審査会委員として5名出務	各区認定審査会
神戸市老人福祉施設連盟への参画	第三者評価委員会に参画し第三者評価の仕組み・運営作りに参画	神戸市老人福祉施設連盟
神戸圏域地域医療構想調整会議 地域包	神戸市における地域包括ケア推進のために必要な事項を協議に参画 (3/3)	神戸市健康局

括ケア推進会議		
神戸圏域地域医療構 想調整会議 地域包 括ケア推進会議	医療介護連携のあり方専門部会参画 (今年度は開催されず)	神戸市健康局
神戸圏域地域医療構 想調整会議 地域包 括ケア推進会議	在宅療養者服薬管理のあり方専門部会に参画 (今年度は開催されず)	神戸市健康局
神戸市域地域医療構 想調整会議 地域包 括ケア推進会議	看取り支援専門部会に参画 (今年度は開催されず)	神戸市健康局
多職種連携による口 腔機能管理に関する 専門部会	多職種連携による口腔機能管理に関する課題など専門部会に 参画 (10/26)	神戸市健康局
神戸市市民福祉調査 委員会介護保険専門 分科会への参画	市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策を策定することを 目的とした委員会に関係団体として参画 (9月書面開催)	神戸市福祉局
神戸市内の医療介護 サポートセンターと の情報交換会	神戸市内の医療介護サポートセンターとケアマネジャー連絡 会の研修における共催の在り方等意見交換行う	市内各医療介護サポー トセンター
神戸市エイズネット ワーク連絡会	HIV陽性者とエイズ患者支援のため、病院・地域との顔の見え るネットワークづくりに参画	神戸市保健所
神戸市シルバーサー ビス事業者連絡会と の連携	記念講演会に参加。また、新型コロナや物価高騰対策について 10/11神戸市に連盟で要望書を提出する。	神戸市シルバーサービ ス事業者連絡会
多職種によるケアマ ネジメント検討会	ケアプランについて、多職種協働による検証を行い、利用者の 自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点からケア マネジメント支援を行う検討会に参加	神戸市福祉局
神戸市D N A R対応 に関するワーキング グループ	D N A R (do not attempt resuscitation) 「終末期医療において心肺停止状態になった時に心肺蘇生を 行わないこと」に対するプロトコル案の検討会に委員等し て参画	神戸市福祉局 神戸市消防局
神戸市ACP検討会議	神戸市ACP検討会議に参画し、市民啓発のためのパンフレッ ト作成等に協力 11/4 12/22 3/2	神戸市健康局
神戸市ひきこもり支 援にかかる連絡会	神戸市ひきこもり支援に関する相談実績・取り組みと課題に 関する意見交換に参画(2/10)及びひきこもり支援に関する 研修に協力	神戸市福祉局

神戸市こども若者ケアラー支援事業検証会議	神戸市こども・若者ケアラー支援事業検証会議に相談・支援窓口の運営状況等について話し合う委員として参画（8/23 2/16）	神戸市福祉局
災害時・感染症時の協力体制の意見交換会	神戸市東灘区をモデルとして、災害時・感染症時の訪問介護における協力体制の意見交換に参画	神戸市福祉局
神戸地域一体型リハビリテーションコンソーシアム（キュア神戸）に参画	急性期から回復期・生活期までを包括する地域一体型のリハビリテーションプログラムの構築・運用を目指し、幅広い意見を聴取しながら、専門的な見地から検討会議に参画	神戸在宅医療・介護推進財団
ケアプランデータ連携システムパイロット運用に参画	ケアプランデータ連携システムパイロット運用に関して、国民健康保険中央会の事業に参画	神戸市福祉局



貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

単位：円

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	6,015,627	6,238,985	△223,358
未収入金	1,763,169	1,770,169	△7,000
流動資産合計	7,778,796	8,009,154	△230,358
資産合計	7,778,796	8,009,154	△230,358
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	227,551	313,074	△85,523
預り金	8,400	14,914	△6,514
流動負債合計	235,951	327,988	△92,037
負債合計	235,951	327,988	△92,037
III 正味財産の部			
1 一般正味財産	7,542,845	7,681,166	△138,321
正味財産合計	7,542,845	7,681,166	△138,321
負債及び正味財産合計	7,778,796	8,009,154	△230,358

(注) 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

単位：円

貸借対照表科目	場所・物量等	金額
(流動資産)		
現金預金	現金	10,000
	預貯金	6,005,627
未収入金	神戸市/助成金	1,763,169
流動資産合計		7,778,796
資産合計		7,778,796
(流動負債)		
未払金	職員給料	177,505
	消耗品代	40,566
	その他未払金	9,480
預り金	源泉所得税	8,400
流動負債合計		235,951
負債合計		235,951
正味財産		7,542,845

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

単位：円

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①受取会費	1,714,000	1,835,000	△121,000	
受取会費	1,714,000	1,835,000	△121,000	
②受取入会金	7,000	8,000	△1,000	
受取入会金	7,000	8,000	△1,000	
③受取負担金	756,000	721,999	34,001	
研修会等受取負担金	756,000	721,999	34,001	
④雑収益	2,312,337	2,787,564	△475,227	
神戸市研修事業助成金	1,763,169	1,763,169	-	
県協会助成金	545,100	560,400	△15,300	
神戸市業務受託収益	-	458,932	△458,932	
受取利息	68	60	8	
雑収益	4,000	5,003	△1,003	
経常収益計	4,789,337	5,352,563	△563,226	
(2) 経常費用				
①事業費				
研修事業費/神戸市助成事業	1,771,561	1,825,392	△53,831	
研修事業費/その他	507,149	648,608	△141,459	
調査研究事業費	-	33,411	△33,411	
広報事業費	183,687	313,221	△129,534	
ネットワーク支援事業費	10,000	-	10,000	
事業費計	2,472,397	2,820,632	△348,235	
②管理費				
給料手当	813,254	837,881	△24,627	
福利厚生費	12,312	16,479	△4,167	
総会費	269,928	243,381	26,547	
会議費	5,200	-	5,200	
渉外費	36,000	-	36,000	
旅費交通費	468,960	780	468,180	
通信費	93,262	88,830	4,432	
消耗品費	133,399	221,319	△87,920	
賃借料	315,944	473,989	△158,045	
支払手数料	290,422	380,169	△89,747	
租税公課	11,060	32,608	△21,548	
雑費	5,520	11,019	△5,499	
管理費計	2,455,261	2,306,455	148,806	
経常費用計	4,927,658	5,127,087	△199,429	
当期経常増減額	△138,321	225,476	△363,797	
当期一般正味財産増減額	△138,321	225,476	△363,797	
一般正味財産期首残高	7,681,166	7,455,690	225,476	
一般正味財産期末残高	7,542,845	7,681,166	△138,321	
II 正味財産期末残高	7,542,845	7,681,166	△138,321	

(注) 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

収支計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

単位：円

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①会費収入	1,800,000	1,714,000	△86,000	
会費収入	1,800,000	1,714,000	△86,000	
②入会金収入	10,000	7,000	△3,000	
入会金収入	10,000	7,000	△3,000	
③負担金収入	1,000,000	756,000	△244,000	
研修会等負担金収入	1,000,000	756,000	△244,000	
④雑収入	2,361,000	2,312,337	△48,663	
神戸市研修事業助成金収入	1,760,000	1,763,169	3,169	
県協会助成金収入	550,000	545,100	△4,900	
受取利息収入	1,000	68	△932	
雑収入	50,000	4,000	△46,000	
事業活動収入計	5,171,000	4,789,337	△381,663	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
研修事業費支出	2,200,000	2,278,710	78,710	
調査研究事業費支出	30,000	-	△30,000	
広報事業費支出	300,000	183,687	△116,313	
ネットワーク支援事業費支出	10,000	10,000	-	
事業費支出計	2,540,000	2,472,397	△67,603	
②管理費支出				
給料手当支出	850,000	813,254	△36,746	
福利厚生費支出	10,000	12,312	2,312	
総会費支出	250,000	269,928	19,928	
会議費支出	50,000	5,200	△44,800	
渉外費支出	50,000	36,000	△14,000	
旅費交通費支出	100,000	468,960	368,960	
通信費支出	100,000	93,262	△6,738	
消耗品費支出	200,000	133,399	△66,601	
賃借料支出	500,000	315,944	△184,056	
支払手数料支出	300,000	290,422	△9,578	
租税公課支出	30,000	11,060	△18,940	
雑支出	10,000	5,520	△4,480	
管理費支出計	2,450,000	2,455,261	5,261	
事業活動支出計	4,990,000	4,927,658	△62,342	
事業活動収支差額	181,000	△138,321	△319,321	
II 予備費支出	50,000	-	△50,000	
当期収支差額	131,000	△138,321	△269,321	
前期繰越収支差額	7,681,166	7,681,166	-	
次期繰越収支差額	7,812,166	7,542,845	△269,321	

(注) 資金の範囲に、現金預金以外の流動資産及び流動負債を含めている。


# 監査報告書


令和 4 年度一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会  
(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日迄)について  
令和 5 年 4 月 13 日に監査を実施し、証拠書類、預金通帳  
その他の関係書類を照合したところ、事業執行及び会計処  
理とも正確、かつ適正に処理されていることを認めまし  
たので、ここにご報告します。

以上

令和 5 年 4 月 13 日

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会

監事 船江 孝志 

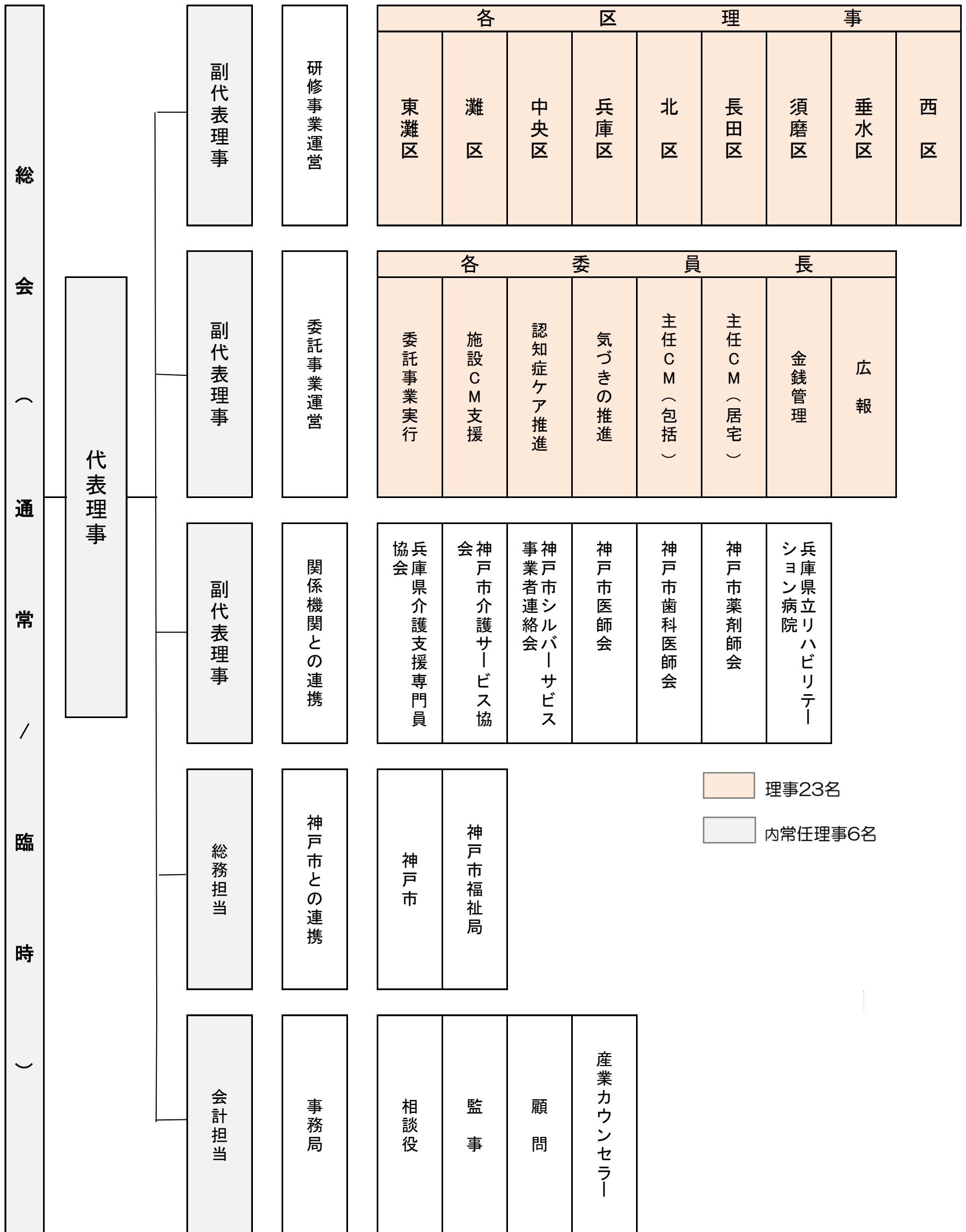
監事 西尾 哲史 

常任理事／理事／監事／相談役／顧問 名簿（案）

令和3年・4年度			
区分	氏名	連絡先(所属)	
常任理事	代表理事	伊賀浩樹	社会福祉法人 神戸老人ホーム
	副代表理事	林田伸子	医療法人楠和会 公文病院
		富田洋介	あおぞらケアプランセンター
		前田依子	みなとがわケアプランセンター
理事	東灘区	甲斐勇祐	居宅介護支援事業所キラッとドリーム
	灘区	原田英男	あじさい六甲ケアセンター
	中央区	清水文絵	兵庫県看護協会神戸訪問看護ステーション
	兵庫区	中野京子	ケアプランセンターあさんて・はな
	北区	宮田奈美	向陽りんどう苑
	長田区	森佳緒里	小規模多機能型居宅介護ハナ
	須磨区	菊地克暢	KOBE須磨きらくえん
	垂水区	荏開津可奈	レイシエスタしらゆり
	西区	藪本眞理子	あいの森
	委託事業	林 義記	フォレストケア
	施設CM支援	河村有紀	介護老人保健施設 エルダービレッジ
	認知症ケア	森佳緒里	小規模多機能型居宅介護ハナ
	気づきの推進	義原順子	NPO法人 居宅支援あじさいママ
	主任CM(包括)	藤原博子	有馬あんしんすこやかセンター
	主任CM(居宅)	川崎敬子	ケアプランセンター ミモザ
	金銭管理	池畑悦史	ケアマネステーションわたぼうし
	広報	森口春美	長田区医療介護サポートセンター
	総務	松端由泰	(有)松の花 すいーとぴー須磨
	会計	林田伸子	医療法人楠和会 公文病院
	顧問	山内賢治	社会福祉法人神戸福生会
監事	西尾哲史	明石西新町郵便局	
	船江孝志	神港園シルビアホーム	
相談役	稲松真人	兵庫県対人援助研究所	
	神谷良子	神戸ライフ・ケア協会	

令和5年・6年度				
区分	氏名	連絡先(所属)		
常任理事	代表理事	伊賀浩樹	社会福祉法人 神戸老人ホーム	
	副代表理事	林田伸子	医療法人楠和会 公文病院	
		富田洋介	あおぞらケアプランセンター	
		前田依子	みなとがわケアプランセンター	
総務	松端由泰	(有)松の花 すいーとぴー須磨	新任	
	会計	宮田奈美	向陽りんどう苑	新任
理事	東灘区	甲斐勇祐	居宅介護支援事業所キラッとドリーム	
	灘区	小藺 晶	ケアセンターきずな	新任
	中央区	清水文絵	兵庫県看護協会神戸訪問看護ステーション	
	兵庫区	中野京子	ケアプランセンターあさんて・はな	
	北区	早崎 優	居宅介護支援事業所ひよこ	新任
	長田区	森佳緒里	小規模多機能型居宅介護ハナ	
	須磨区	菊地克暢	KOBE須磨きらくえん	
	垂水区	荏開津可奈	レイシエスタしらゆり	
	西区	藪本眞理子	あいの森	
	委託事業	松端由泰	(有)松の花 すいーとぴー須磨	再掲
	施設CM支援	河村有紀	介護老人保健施設 エルダービレッジ	
	認知症ケア			
	気づきの推進	丹後きみ	居宅介護支援事業所大慈園	新任
	主任CM(包括)	藤原博子	有馬あんしんすこやかセンター	
	主任CM(居宅)	川崎敬子	ケアプランセンター ミモザ	
	金銭管理	池畑悦史	ケアマネステーションわたぼうし	
	広報	森口春美	長田区医療介護サポートセンター	
	顧問	山内賢治	社会福祉法人神戸福生会	
	監事	西尾哲史	明石西新町郵便局	
		船江孝志	神港園シルビアホーム	
相談役	稲松真人	兵庫県対人援助研究所		
	神谷良子	神戸ライフ・ケア協会		

# 一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会 組織図



理事23名  
 内常任理事6名

第4号議案 定款一部変更の件

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、令和元年12月4日に成立し、これにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部が改正されました。この改正により、令和4年9月1日から、一般社団法人において、社員総会資料の電子提供制度の導入が可能となりました。

当法人において、社員総会の運営の効率化を図るため、電子提供制度の導入を行うものとし、次の【定款 新旧対照表】の変更案第20条に、社員総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものといたします。電子提供制度の導入のため、定款の一部を変更するとともに、定款のその他の規定を整理し、【定款 新旧対照表】の変更案のとおり、定款の一部を変更することといたします。

【定款 新旧対照表】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
第1条 ～ 第5条  (条文省略)	第1条 ～ 第5条  (現行どおり)
<b>第2章 会員</b>	<b>第2章 会員</b>
(種別)	(種別)
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(2) (条文省略)	(2) (現行どおり)
(3) 名誉会員 当法人に特別の功績が <u>つ</u> た者で、 本人の承諾を得て総会において入会を承認され た個人。	(3) 名誉会員 当法人に特別の功績が <u>あ</u> った者 で、本人の承諾を得て総会において入会を承認さ れた個人。
第7条 ～ 第14条  (条文省略)	第7条 ～ 第14条  (現行どおり)
<b>第3章 社員総会</b>	<b>第3章 社員総会</b>
第15条 ～ 第16条  (条文省略)	第15条 ～ 第16条  (現行どおり)
(権限)	(権限)
第17条 社員総会は、次の事項を議決する。	第17条 社員総会は、次の事項を決議する。
(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額	(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
(2) 会員の除名	(2) 会員の除名
(3) 役員を選任及び解任	(3) 役員を選任及び解任
(4) 役員報酬の額又はその規定	(4) 役員報酬の額又はその規定
(5) <u>各事業年度の決算報告</u>	(5) <u>貸借対照表及び損益計算書の承認</u>
(6) 定款の変更	(6) 定款の変更
(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲	(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲

現 行 定 款	変 更 案
<p>受け (8) 解散 (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡 (10) 理事会において社員総会に付議した事項 (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項</p>	<p>受け (8) 解散 (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡 (10) 理事会において社員総会に付議した事項 (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項</p>
<p><b>第18条</b> (条文省略)</p>	<p><b>第18条</b> (現行どおり)</p>
<p>(招集) <b>第19条</b> 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は<u>電子</u>的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。</p>	<p>(招集) <b>第19条</b> 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は<u>電磁</u>的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置) <b>第20条</b> <u>当法人は社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>
<p><b>第20条</b> (条文省略)</p>	<p><b>第21条</b> (現行どおり)</p>
<p>(決議) <b>第21条</b> (条文省略)</p>	<p>(決議) <b>第22条</b> (現行どおり)</p>
<p>2 (条文省略) 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	<p>2 (現行どおり) 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>
<p><b>第22条</b> (条文省略)</p>	<p><b>第23条</b> (現行どおり)</p>
<p>(議決、報告の省略) <b>第23条</b> 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の<u>議決</u>があったものとみなす。</p>	<p>(決議、報告の省略) <b>第24条</b> 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の<u>決議</u>があったものとみなす。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p><b>第24条</b> 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p><b>第25条</b> 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p><b>第25条</b> (条文省略)</p>	<p>(2項 削除)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4章 役員等</b></p> <p>(役員の設定等)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 役員等</b></p> <p>(役員の設定等)</p>
<p><b>第26条</b> (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 前項の代表理事、副代表理事、常任理事をもって法人法上の業務執行理事とする。</p>	<p><b>第26条</b> (現行どおり)</p> <p><b>第27条</b> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前項の代表理事、副代表理事、常任理事をもって当法人の業務執行理事とする。</p>
<p><b>第27条</b> ～ (条文省略)</p> <p><b>第29条</b></p>	<p><b>第28条</b> ～ (現行どおり)</p> <p><b>第30条</b></p>
<p>(理事及び監事の任期)</p> <p><b>第30条</b> (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	<p>(理事及び監事の任期)</p> <p><b>第31条</b> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>
<p><b>第31条</b> (条文省略)</p>	<p><b>第32条</b> (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p><b>第32条</b> 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の至急の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p><b>第33条</b> 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</p>
<p>(取引の制限)</p> <p><b>第33条</b> (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。</p>	<p>(取引の制限)</p> <p><b>第34条</b> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規則によるものとする。</p>
<p>(顧問及び相談役)</p> <p><b>第34条</b> (条文省略)</p>	<p>(顧問及び相談役)</p> <p><b>第35条</b> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>5 顧問及び相談役の任期については、<u>第30条</u>第1項の規定を準用する。</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 顧問及び相談役の任期については、<u>第31条</u>第1項の規定を準用する。</p>
<p><b>第5章 理事会</b></p>	<p><b>第5章 理事会</b></p>
<p><u>第35条</u> ～ (条文省略)</p>	<p><u>第36条</u> ～ (現行どおり)</p>
<p><u>第39条</u></p> <p>(決議)</p> <p><u>第40条</u> 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、<u>決議</u>に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</p> <p>(決議の省略)</p>	<p><u>第40条</u></p> <p>(決議)</p> <p><u>第41条</u> 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、<u>議決</u>に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</p> <p>(決議の省略)</p>
<p><u>第41条</u> 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、<u>決議</u>に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。</p>	<p><u>第42条</u> 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、<u>議決</u>に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。</p>
<p><u>第42条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第43条</u> (現行どおり)</p>
<p>(議事録)</p> <p><u>第43条</u> 理事会の議事については、法令で定めるところにより<u>議事録</u>を作成し、出席した<u>理事</u>及び監事は、これに署名・押印しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p><u>第44条</u> 理事会の議事については、法令で定めるところにより、<u>議事録</u>を作成し、出席した<u>代表理事</u>及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p><u>第44条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第45条</u> (現行どおり)</p>
<p><b>第6章 その他の組織</b></p>	<p><b>第6章 その他の組織</b></p>
<p><u>第45条</u> ～ (条文省略)</p>	<p><u>第46条</u> ～ (現行どおり)</p>
<p><u>第46条</u></p>	<p><u>第47条</u></p>
<p><b>第7章 会計</b></p>	<p><b>第7章 会計</b></p>
<p><u>第47条</u> ～ (条文省略)</p>	<p><u>第48条</u> ～ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第50条</p> <p>第8章 定款の変更、解散</p> <p>第51条 ～ 第53条</p> <p>第9章 事務局</p> <p>第54条 (条文省略)</p> <p>第10章 情報公開及び個人情報の保護</p> <p>第55条 ～ 第56条</p> <p>第11章 附則</p> <p>第57条 ～ 第58条</p>	<p>第51条</p> <p>第8章 定款の変更、解散</p> <p>第52条 ～ 第54条</p> <p>第9章 事務局</p> <p>第55条 (現行どおり)</p> <p>第10章 情報公開及び個人情報の保護</p> <p>第56条 ～ 第57条</p> <p>第11章 附則</p> <p>第58条 ～ 第59条</p>

令和5年度 一般社団法人 神戸市ケアマネジャー連絡会  
事業計画（案）

はじめに

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会（以下本会）は、会員個々の「利用者の自立支援に資するケアマネジメント力の向上」を目標に掲げ、地域住民の福祉ニーズ、介護ニーズに適切に対応ができる実践者を育成支援し、地域に根差した事業運営を展開します。そのために、以下の事業を実施していきます。

会員数については、昨年度と同様に兵庫県介護支援専門員協会と連携して、会員確保のためのキャンペーンに協力等、様々な方策を検討し新規会員50名の確保を目指します。

さらに、介護支援専門員の人材確保のために、介護支援専門員の資格を持っている方で実務をされていない方を対象に、実務ができるような研修を検討します。また、新たに介護支援専門員 OB.OG 制度を創設します。

財源確保については、昨年度と同様に、研修開催による収入、神戸市内の事業所や様々な事業に協賛していただいている関係団体に向けて賛助団体への働きかけ等による会費収入、神戸市委託事業による収入の確保を目指します。

会員の専門性や質の向上を図ることについては、引き続き神戸市介護保険課の委託事業として、ケアマネジメント力向上を目指した「自立支援型ケアマネジメント研修」及びケアマネジャーの育成とスーパーバイザー養成を目的とした「神戸市地域同行型実施研修」を実施します。また連絡会独自の研修の充実を図ります。さらに、神戸市における様々な政策（ひきこもり支援・こども若者ケアラー支援、災害時の個別計画作成支援、ACP、DNAR に関すること等）、及びリハビリを軸とした多職種介入による全人的地域包括ケアを目指す取り組み（キュア神戸）に関すること等神戸市等関係機関と調整して研修を開催し、情報提供を進めていきます。

ケアマネジャーの地位向上・業務の見直しについては、神戸市主催の様々な会議に参画すること等でケアマネジャーの声を発信します。また、長年継続して開催している「ケアマネジャーの声を聴く会」では、今年も会員の声をより具体的に行政へ届ける目的で、効果的な話し合いに臨みたいと考えています。さらに、神戸市介護サービス協会をはじめ、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関連団体の会議にも積極的な参画を目指します。

また、国のペーパーレス化に従い、経費削減と業務効率化を図るために、来年度には総会冊子を電子化します。

最後に、介護サービス協会に所属する神戸市医師会・歯科医師会・薬剤師会等や医療介護サポートセンター等関係機関、また、本会活動の基盤となる各区の活動への支援、区行政との連携を強化し、各種関係団体との協働を通して社会的な責任を持って活動することを再確認し、会員であることが誇りであり会員と共に発展する組織として健全な運営を目指します。

令和5年度、一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会は、引き続き次の目標掲げ事

業運営を行います。

目標：神戸市、関係機関、地域団体との多職種協働を基盤とし、職能団体としての組織強化と運営の発展を目指し、会員支援と地域社会（市民）の介護保険ニーズに貢献する事業を展開する。

上記に掲げた目標を達成するための実践課題として、以下の点に取り組みます。

- ① 新規会員50名を目標とします。そのために、昨年度と同様に、兵庫県介護支援専門員協会と連携して、会員確保のためのキャンペーンに協力します。また、非会員の方にも連絡会活動を理解していただくために、ホームページのリニューアル、ラインを活用することで連絡会活動の広報に努めます。
- ② 介護支援専門員の人材確保等のために、初任者実務研修を検討すること、また介護支援専門員OB:OG制度を設けます。
- ③ 市・区における活動を充実させ、より身近な職能団体として会員限定の研修や支援の機会を増やし会員としてのメリットを高めます。
- ④ 会員の専門性や資質向上を目的とした研修や相談窓口（メンタルケア）を設置し、カウンセリングなどの支援者支援を行い、会員の希望、要望に対応できる仕組みを作ります。
- ⑤ ホームページ、ラインや広報誌等様々なネットサービス等を活用し、ケアマネジメント業務に必要な情報などを速やかに会員へ提供し、安心した活動を支援する環境を整備します。
- ⑥ 要援護高齢者及び介護しているご家族が安心して介護サービスが利用できるための代弁機能を果たせるように、会員と行政等の関係機関との連携を強化し、制度上の問題の早期発見、早期解決を行います。
- ⑥ 会員個々のケアマネジメント力向上に対応した研修を開催し、専門職としての意識を高め、利用者の生活の質を維持向上できる支援を目指します。
- ⑦ 神戸市をはじめ関係機関からの事業委託を積極的に受け、組織の地位向上と事業運営の安定を図ります。
- ⑧ 職能団体としての組織強化を目指し、日本、県協会との役割分担や活動の透明化を図ることで組織力を向上させ、本会会員にとって魅力ある事業計画の推進力を高めます。

具体的な実践計画については、研修や各種委員会の事業計画で述べますが、本会としての大きな枠組みとして、以下の実践を進めていきます。

- ① 事務局は県協会事務局と連携を図りながら定期的に会員数の実態把握を行います。県協会と協力し、会員確保のために実務研修修了者への入会案内やキャンペーン等を行います。また、会員の現状を整理しながら各区との連携を強化することで、その活動支援に還元していきます。

また、介護支援専門員の人材確保のために、介護支援専門員の資格を持っている方で実務をされていない方を対象に、実務ができるような研修を検討します。また、新たに介護支援専門員 OB.OG 制度の創設を目指します。

- ② 会員の専門性や資質向上支援のための研修等については、日本・県協会はもとより行政機関等と連携して実施し、会員限定の研修の機会も増やします。また、低額な研修受講料の設定や研修受講パスポートの発行など会員のメリットを見えやすくすることにより、非会員への参加呼びかけを積極的に行い本会への入会を進めます。また、研修を企画すること等、主任介護支援専門員更新研修受講支援を行います。

また各区においては区行政への働きかけを強化した上で区活動を充実させ、会員相互の横の繋がりの機会を増やします。

- ③ 会員の活動を通して生じた問題や課題、介護保険制度をめぐる利用者の現状など、社会的に取り組む必要性のある事案については、速やかに事実確認を行います。課題の解決にあたっては、日本・県協会との協働協議や行政、三師会などの関係機関へ働きかけるなど多職種で検討します。特に、倫理的ジレンマの現状などケアマネジメントの課題等については、研究大会などの場を活用し社会に向けて提言を目指します。
- ④ 会員個々の課題や悩みなどについては、「メンタルヘルス」をテーマに、ベテランケアマネジャーや甲子園カウンセリング研究所などからの支援を行います。各区では、「ケアマネ・カフェ」を継続して開催し横の繋がりを強めていきます。
- ⑤ 広報活動については、ホームページや広報誌、ネットサービス等を活用するなど、会員が必要とする情報を収集し定期的に発信します。公開を希望する会員の情報をホームページの各区ページ欄に掲載し、ケアマネジメントを必要とする市民への支援システムを実施します。
- ⑥ 神戸市及び神戸市介護サービス協会の所属団体等各関係機関（神戸市医師会、神戸市歯科医師会、神戸市薬剤師会、医療介護サポートセンター等）との定期的な情報交換会を開催します。そして、事業実施における解決可能な課題などに向けた取組みや情報を速やかに入手することで、会員のケアマネジメント業務を支援し、市民が安心した介護サービスを活用しながら生活が送れるようにします。
- ⑦ 神戸市による「自立支援型ケアマネジメント研修」「神戸市地域同行型実施研修」を代表とする本会の目指す活動目標と連動する事業を積極的に受託します。
- ⑧ 職能団体としての活動を強化するため、県協会へ2名の理事を参画させます。また、常任理事として1名の会員を参画させます。

区・委員会：東灘区

理事名：甲斐勇祐

①事業計画など

事業名	内容	開催方法/ 日程/会場	その他
事業所を超えた事例検討会	野中式の事例検討会を用いて、実践を振り返り、地域ケアマネの技術向上を目指す。	参集型 4月14日 東神戸薬局3階	
研修会	ケアプランデータ連携システムについて 講師：伊賀代表	参集型 6月23日 東神戸薬局3階	
事業所を超えた事例検討会	野中式の事例検討会を用いて、実践を振り返り、地域ケアマネの技術向上を目指す。	参集型 8月18日 東神戸薬局3階	
事業所を超えた事例検討会	野中式の事例検討会を用いて、実践を振り返り、地域ケアマネの技術向上を目指す。	参集型 10月20日 東神戸薬局3階	
・研修会 ・事業所を超えた事例検討会等 企画会議	研修会：介護保険制度改正について 企画会議：同一法人内にとどまらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会の取り組みを自ら率先して実施する。	参集型 令和6年 2月16日 東神戸薬局3階	
東灘区世話人会	事業所を超えた事例検討会、研修会後に開催 神戸市ケアマネジャー連絡会の活動報告、懇親会など	東神戸薬局3階	
気づきの事例検討会	事例検討会を用いて、実践の振り返り	奇数月に開催	固定メンバーによる勉強会
定例会	東灘区医師会と会議 東灘区医療介護サポートセンターと会議	月に1回	担当理事が出席

特記事項

- ・事例検討会や研修を企画、実施することを通して、会員同士のコミュニケーションを図る。
- ・今年は、懇談会を開催したいですね！是非皆さんで東灘区を盛り上げていきましょう！

区・委員会： 灘区

理事名： 原田英男

①事業計画など

事業名	内容	開催方法/ 日程/会場	その他
調剤薬局との連携について	灘区薬剤師会との共同開催にて、調剤薬局とのより良い連携の仕方について学ぶ	参集型/7月/ ケーエスケー 会場	
灘区在宅ケア推進会会議・ 灘区在宅ケア推進会コア会議 (定例会)	灘区医師会、歯科医師会、薬剤師会、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、保健福祉部健康福祉課、医療介護サポートセンター等との多職種連携会議	参集型/年7回/ 灘区医師会館・ 灘区文化センター	担当理事 が出席
さくら塾（定例会）	灘区多職種連携研修会	参集型、 9/23、 R6/2/17 灘区文化センター	研修企画 参加
気づきの事例検討会	事例検討を用いて、実践の振り返り	未定	他区との 合同も検討
灘区世話人会	2023年度事業計画の確認と懇親	未定	

特記事項

灘区では一緒に灘区のケアマネ連絡会を盛り上げて頂ける会員を募集中



区・委員会：中央区

理事名：清水文絵

①事業計画など

事業名	内容	開催方法/ 日程/会場	その他
中央区医師会・ケアマネジャー 連絡会合同勉強会	コロナ感染について～第2弾 医療機関の現状 (予定)	未定	
在宅医療介護連携会	中央区でのBCP(感染・災害)について 中央区でのACP普及について	未定	ワーキング に参加
気づきの勉強会	気づきの事例検討の基礎編・中央区の時事情報交換 会	定期開催/あじ さいママ会議 室	新メンバー 募集
中央区在宅医療・介護連携推進 協議会	多職種連携会議	会場・ZOOM/ 隔月	担当世話人 が出席

特記事項

・今年度は引き続き感染予防に留意しながら、中央区の他団体・専門職団体と合同で、交流会や情報共有の場を充実できたらと考えています。  
・中央区で当会の運営を手伝ってくださる世話人会のメンバーを募集しています！ ご興味のある方はぜひ区世話人までご連絡ください。

区・委員会：兵庫区

理事名：中野 京子

①事業計画など

事業名	内容	日程/方法	その他
神戸市ケアマネージャー連絡会・兵庫ブロック連絡会	事業所の垣根を超え、共に学び合う仲間を醸成できるよう、勉強会や情報共有を行う。	5・8・11・2月（年4回）	
気づきの事例検討会	固定メンバーによる勉強会	月1回 第1火曜日	
兵庫区地域ケアネットワーク居宅部会	兵庫区地域ケアネットワークの中の居宅介護支援部会に参加し、会議や研修等の計画等に参加	月1回 第3火曜日	
兵庫区医療介護連携推進協議会	兵庫区医療・介護関係者との連携を推進するための会議の参加	年間1回程度	

特記事項

兵庫区では介護支援専門員としての質の向上のため、交流会や勉強会等でケアマネジメントの実践力を身につけ、共に学べる仲間づくりと共に、適切な支援や様々な機関等との連携が円滑に図れることを目指しています。

区・委員会：北区

理事名：宮田 奈美

①事業計画など

事業名	内容	開催方法/ 日程/会場	その他
北区世話人会	2023年度事業計画の打ち合わせ。 年4回開催予定。	未定	
医師会合同研修	医療と介護の連携等についての勉強会。	箕谷会館	
歯科医師会合同研修	ケアマネが知っておきたい口腔ケアについて	未定	
薬剤師会合同研修会	居宅療養管理指導について。	未定	
北区医療介護サポートセンター 合同研修	難病についての勉強会。 その他研修。年2回開催予定。	箕谷会館	

特記事項

--

区・委員会：長田区

理事名：森佳緒里

①事業計画など

事業名	内容	開催方法/ 日程/会場	その他
長田区世話人会	2023年度の事業計画の確認と情報共有	参集/偶数月 の第2木曜日/ 長田ケアホー ム	
気づきの事例検討会	気づきの事例検討会についての学習後、実際に、気づきの事例検討会を開催する。	参集/第3金曜 日/長田ケア ホーム	
鉄人ケアマネ	BCP作成、契約書について～ケアマネ自身を守るために、押さえておくべき法的ポイント	未定	

※区内関係機関への出務計画

災害時の医療介護提供協議会	災害時の医療介護協議会出席 災害研修会運営 災害医療フォーラム出務 長田区総合防災訓練出務 協議会内における連絡訓練出務	年7回 年1回 年1回 年1回 年1回	
長田区医療介護多職種連携会議	会議出席 長田区保健医療介護フォーラム出務	年3回予定 年1回	
長田区役所	虐待ネットワーク会議 長田区地域ケア会議	年1回 年1～2回	

特記事項

長田区では、三師会、区役所、関係機関の医療と介護の連携が密であり、様々な取り組みを一緒に行っています。  
地域のネットワークに興味のある長田区のケアマネジャーの方がおられましたら、ぜひ世話人会に参加してください。

区・委員会：須磨区

理事名：菊地克暢

①事業計画など

事業名	内容	日程/方法	その他
須磨区多職種事例検討会	準備委員会に参加し内容等について検討する	未定	
須磨区多職種交流会 合同研修会	準備委員会に参加し内容等について検討する	未定	
須磨区多職種事例検討会	準備委員会に参加し内容等について検討する	未定	
災害研修会	災害について考える	未定	
ICTについて	ICTの活用の幅を広げる	未定	
感染症研修会	感染症の基礎知識を深める	9月or10月	

特記事項

- ・須磨区世話人会2ヵ月毎に開催する
- ・須磨区医療介護サポートセンター事業（課題抽出対策検討会議）に参加する
- ・須磨区医療介護推進協議会に参加する

区 名 : 垂水区  
 理 事 名 : 荏開津可奈

①事業計画など

事業名	内 容	開催方法/ 日程/会場	その他
気づきの事例検討会	著者：渡部 律子氏の「高齢者援助における相談と面接の理論と実際」に沿って開催。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主勉強会</li> <li>・事例検討会</li> <li>・講師を依頼しての研修</li> </ul>	ZOOM 名谷すみれ苑 等第4水曜予定	
垂水区定例会 「ケアマネカフェ」	垂水区で勤務する介護支援専門員との交流、お互いの顔が見える関係作りを活かし、今後のケアマネ業務に参考となる学びや気づきの機会を作っていきます。	参集 8月頃・未定 名谷すみれ苑 等	
垂水区医師会、その他職種との 多職種連携	医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携を図りながら、医療と介護と福祉の切れ目ない関係の構築を目指していきます。医療介護サポートセンターから依頼のある会議、研修会への参加を継続し、専門職同士の顔が見える関係を持ち続けていくことを目指します。 垂水区の小委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時医療介護連携小委員会</li> <li>・垂水区在宅医療勉強会</li> <li>・オンラインを利用したICT多職種連携推進検討小委員会</li> <li>・垂水区地域ケア推進検討委員</li> <li>・看取り検討小委員会</li> <li>・地域ケア推進検討委員会</li> <li>・メディネットタイム小委員会</li> </ul>	ZOOM 未定 垂水区医師会	
あんしんすこやかセンターとの 連携 地域活動への協力	市民フォーラムへの協力や各関係団体とともに地域の介護、医療、福祉の増進につながる活動に参加しています。あんしんすこやかセンターとの連携も図り、引き続き関係団体とともに力を合わせ、垂水区の福祉増進を目指していきます。 垂水区との会議参加 年1～2回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・垂水区地域ケア会議</li> <li>・虐待委員会</li> </ul>	未定	

③特記事項

<p>目標やテーマ、課題にむけた取り組みなど】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で活躍するケアマネジャーが顔が見える横の繋がりを持って、気軽に相談したり、勉強会をしたり、気軽に話せる場を継続的に作っていくとともに、連絡会活動に協力していただける方を増やしていくことを目指します。</li> <li>・垂水区は、役所（行政）や医師会、垂水区医療介護サポートセンター主催の会議や研修会が多数企画されてきた歴史があります。このような地域の強みを活かし、これら地域資源と連携しながら、多職種連携を深め、地域の保健医療福祉の向上に努めていきます</li> </ul>
--

区・委員会：西区

理事名：藪本眞理子

①事業計画など

事業名	内容	開催方法/ 日程/会場	その他
西区主任ケアマネジャー連絡会 合同研修 BCPの作成について	神戸市のBCP雛型を参考に、各事業所での作成を進めるための勉強会。	6月開催/西区 役所会議室	
西区主任ケアマネジャー連絡会 合同研修 災害時のケアプラン作成について	西区消防・警察・社会福祉協議会との合同勉強会 要介護4.5の方の災害時プランの作成、及び、災害時にケアマネジャーができること、普段から備えることについて学ぶ。	9月開催/西区 役所会議室	
西区主任ケアマネジャー連絡会 合同研修 「援助力を高めよう」	公開事例検討会による実践の振り返り 講師：日本ケアマネジメント学会副理事 白木裕子先生	12月開催/西 区役所会議室	
気づきの事例検討会	月1回 気づきの事例検討会・勉強会開催	参集型/月1回 /西神南あんし んすこやかセ ンター	

定例会

西区医療介護センター研修への参加 検討会議 マップ作り会議 課題抽出検討会議 への参加  
西区地域ケア会議の参加 年1回 世話人会 西区主任ケアマネジャー連絡会合同会議  
気づきの事例検討会 月1回  
ケアマネカフェ

特記事項

神戸市で二番目に広い西区の地域に根付けるように地域の課題に取り組み、誰もが住みやすい町をめざす、そんな思いのある方、世話人として一緒に活動しませんか。

区・委員会：委託事業

理事名：林 義記

①事業計画など

事業名	内容	開催方法/ 日程/会場	その他
自立支援型 現任基礎研修2日間	企画調整中	総合福祉センター	
自立支援型 主任介護支援専門員	事業所運営に欠かせないコンプライアンスを確認できる内容を検討中	総合福祉センター	
地域同行型研修 (主任介護支援専門員) スーパービジョン3日間	主任介護支援専門員を対象に、スーパーバイザーを養成することを目的とする。主任介護支援専門員を対象に、スーパーバイザーを養成することを目的とする。 事業所の枠を超えて、主任介護支援専門員のネットワークを構築できるようにする。	総合福祉センター	
地域同行型研修 基礎知識研修 2日間	ケアマネジメントサイクルについてや高齢者に多い疾患について見識を深め、自己のケアプランを見直す機会にする。(地域同行型研修初任研修に参加する人は必須)	総合福祉センター	
地域同行型研修 初任者研修 3日間	初任者と主任介護支援専門員がペアになり、よりOJTに近い形で、アセスメント～ケアプランの作成までを確認する。	総合福祉センター	

特記事項

--



区・委員会：施設CM支援委員会

理事名：河村有紀

①事業計画など

事業名	内容	開催方法/ 日程/会場	その他
第1回施設ケアマネジャー研修	未定	令和5年 11月6日/総合 福祉センター	
第2回施設ケアマネジャー研修	未定	令和6年 2月19日/総合 福祉センター	

特記事項

--

区・委員会： 気づきの事例検討会推進委員会

理事名： 丹後 きみ

①事業計画など

事業名	内容	開催方法/ 日程/会場	その他
気づきの推進委員研修会①	講師：足立里江氏 谷 義幸氏(未定)	7月29日(土) 総合福祉センター	推進委員
気づきの推進委員研修会②	講師：足立里江氏 谷 義幸氏(未定)	8月27日(日) 総合福祉センター	推進委員
気づきの推進委員研修会③	講師：足立里江氏 谷 義幸氏(未定)	9月30日(土) 総合福祉センター	推進委員
気づきの事例検討会研修	講師：谷 義幸氏「(仮) アセスメントを深める」	10月14日(土) 総合福祉センター	参集型

特記事項

- ・ 足立里江氏 (+ 谷 義幸氏) を迎えて、「気づきの事例検討会」を開催。  
1回目：事前勉強会、2回目：事例検討会、3回目：振り返り
- ・ 兵庫県気づきの事例検討会運営委員会：各支部の活動状況報告、意見交換等、渡部律子氏による推進委員研修

区・委員会：主任介護支援専門員委員

理事名：川崎 敬子 藤原 博子

①事業計画など

事業名	内容	日程/方法	その他
主任介護支援専門員研修	主任介護支援専門員の仕事術 ～ 支援者支援の基本のき 何故主任介護支援専門員は人材育成をしないといけないのか ～  講師： 日本ケアマネジメント学会 副理事長 白木裕子氏	令和5年9月頃	場所 神戸市立総合福祉センター
主任介護支援専門員研修	暴力・ハラスメントの予防と対策 ～ ハラスメント対策の基礎を学ぶ ～  講師：未 定	令和6年1月頃	場所 神戸市立総合福祉センター

特記事項

<p>・人材育成の基礎やハラスメント対応を学ぶことによって、日頃の業務に役に立ててもらおう研修を考えております。</p> <p>・地域課題の把握や社会資源の活動を推進するために、あんしんすこやかセンターとえがおの窓口の交流会を考えております。本年度は円滑な交流会ができるように、双方の意見や要望を収集していきます。</p>
---

区・委員会：金銭管理委員

理事名：池畑悦史

①事業計画など

事業名	内容	開催方法/ 日程/会場	その他
神戸市との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"><li>・銀行協定について広報、周知についての状況確認。</li><li>・成年後見制度や福祉サービス利用援助事業につながるまでなどの課題等について意見交換を行う。</li></ul>	7月頃	
利用者の金銭問題を考える研修 ～その6～	<ul style="list-style-type: none"><li>・金銭管理に関する課題や問題などについて、事例の振り返りなどを行い、学びを深めていく。</li></ul>	1月頃	
定例会	<ul style="list-style-type: none"><li>・定期的に委員会を開催し、金銭にまつわる問題解決に向けて、神戸市と課題の共有や意見交換等を行う。</li><li>・また高齢者の支援について学ぶ機会が作れるよう研修を企画、実施していく。</li></ul>	適宜/総合福祉 センター、 ZOOM	

特記事項

--

区・委員会： 広報委員会

理事名： 森口 春美

①事業計画など

事業名	内容	開催方法/ 日程/会場	その他
神戸市ケアマネジャー連絡会 会報誌 Vol.64	令和5年度 神戸市ケアマネジャー連絡会総会報告 他	7月	予定発行部数 700部
神戸市ケアマネジャー連絡会 会報誌 Vol.65	未定	12月	予定発行部数 700部
神戸市ケアマネジャー連絡会 会報誌 Vol.66	未定	3月	予定発行部数 700部
ML委員会	研修案内、ケアマネジャー連絡会の活動報告、情報 提供、ほっこりネタ等	毎月	月3回程度 配信予定
会報誌作成委員会	発行毎に2回程度参集またはWEBで委員会開催、 メールやLINEで校正確認等	ZOOM会議ま たは参集会議	発行毎

特記事項

神戸市ケアマネジャー連絡会の総会報告や委員会等活動の見える化を行っていきます  
神戸市と連携し、ケアマネジャーに必要な情報提供を行っていきます  
各研修会の報告や見て楽しい情報も掲載していきます  
会員の皆様が読みたくなる会報誌や公式LINEを目指して委員会メンバーで頑張ります！

## 12. その他 事業計画（案）

事業	内容	主催
ケアマネジャーの声を聴く会 （神戸市福祉局とのヒアリング）	神戸市の介護保険や高齢者行政に関する情報をオンタイムで話し合い、事前に意見交換し、ケアマネジャーの現状を保険者に報告するために、ケアマネジャーの声を聴く会を行う。	神戸市福祉局
一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会への参画	兵庫県介護支援専門員協会常任理事として2名、エリア理事として2名が参画し、神戸支部として、気づきの事例検討会や研修認定制度に参加・協力を行う。	一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会
神戸市地域医療推進協議会への参画	神戸市民の健康の増進と福祉の向上を図るため、神戸市における医療・介護・保健および福祉行政の拡充強化をめざし諸活動することを目的とする神戸市地域医療推進協議会へ参画する。	神戸市地域医療推進協議会
神戸市医師会との連携	神戸市医師会との交流会を開催し意見交換を行う。合同研修会開催を予定し、各区においても各区医師会との連携を深める。	社団法人神戸市医師会
神戸市歯科医師会との連携	神戸市歯科医師会との交流会を開催し意見交換を行い研修を実施。各区においても各区歯科医師会との連携を深める。	社団法人神戸市歯科医師会
神戸市薬剤師会との連携	神戸市薬剤師会との交流会を開催し意見交換を行う。各区においても各区薬剤師会との連携を深める。	社団法人神戸市薬剤師会
神戸市地域包括支援センター運営協議会へ参加	神戸市が主催する神戸市地域包括支援センター運営協議会へ参加する。	神戸市福祉局
神戸市介護サービス協会との連携	神戸市介護サービス協会、居宅介護支援サービス部会に参画する。	神戸市介護サービス協会

県立リハビリテーション中央病院運営懇話会への参画	県民の多様な意見を求め、県民の医療ニーズを的確に反映させることを目的に設置された運営懇話会に参画する。	兵庫県立リハビリテーション病院
神戸市介護認定審査会委員としての出務	神戸市介護認定審査会委員として5名出務する。	各区認定審査会
神戸市老人福祉施設連盟への参画	第三者評価委員会に参画し第三者評価の仕組み・運営作りに参画する	神戸市老人福祉施設連盟
神戸圏域地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進会議	神戸市における地域包括ケア推進のために必要な事項を協議に参画する。	神戸市健康局
神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会への参画	市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策を策定することを目的とした委員会に関係団体として参画する。	神戸市福祉局
神戸市内の医療介護サポートセンターとの情報交換会	神戸市内の医療介護サポートセンターとケアマネジャー連絡会の研修における共催の在り方等の意見交換を行う。	市内各医療介護サポートセンター
神戸市エイズネットワーク連絡会	H I V陽性者とエイズ患者支援のため、病院・地域との顔の見えるネットワークづくりに参画する。	神戸市保健所
神戸市シルバーサービス事業者連絡会との連携	記念講演会、懇親会に参加し、今後の連携について協議する。	神戸市シルバーサービス事業者連絡会
多職種によるケアマネジメント検討会	ケアプランについて、多職種協働による検証を行い、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点からケアマネジメント支援を行う検討会に参加する。	神戸市福祉局
神戸市ひきこもり支援にかかわる連絡会	神戸市ひきこもり支援に関する相談実績・取り組みと課題に関する意見交換に参画	神戸市福祉局

<p>神戸市こども若者ケアラー支援事業検証会議</p>	<p>神戸市こども・若者ケアラー支援事業検証会議に相談・支援窓口の運営状況等について話し合う委員として参画</p>	<p>神戸市福祉局</p>
<p>神戸地域一体化リハビリテーションコンソーシアム会議</p>	<p>神戸地域一体化リハビリテーションコンソーシアム会議（キュア神戸）に参画 疾患を問わず、急性期から回復期・生活期をシームレスな医療連携をリハビリテーションを軸として多職種が介入し、先人的地域包括ケアを実現するためのプロジェクト</p>	<p>神戸在宅医療・介護推進財団</p>
<p>神戸市ACP検討会議</p>	<p>神戸市ACP検討会議に参画し、市民啓発のためのパンフレット普及啓発・専門職への研修等に協力</p>	<p>神戸市健康局</p>



## 収 支 予 算 書 (案)

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

単位：円

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①会費収入	1,800,000	1,800,000	-	
会費収入	1,800,000	1,800,000	-	
②入会金収入	10,000	10,000	-	
入会金収入	10,000	10,000	-	
③負担金収入	1,000,000	1,000,000	-	
研修会等負担金収入	1,000,000	1,000,000	-	
④雑収入	2,361,000	2,361,000	-	
神戸市研修事業助成金収入	1,760,000	1,760,000	-	
県協会助成金収入	550,000	550,000	-	
受取利息収入	1,000	1,000	-	
雑収入	50,000	50,000	-	
事業活動収入計	5,171,000	5,171,000	-	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
研修事業費支出	2,200,000	2,200,000	-	
調査研究事業費支出	30,000	30,000	-	
広報事業費支出	800,000	300,000	500,000	
ネットワーク支援事業費支出	10,000	10,000	-	
事業費支出計	3,040,000	2,540,000	500,000	
②管理費支出				
給料手当支出	850,000	850,000	-	
福利厚生費支出	10,000	10,000	-	
総会費支出	250,000	250,000	-	
会議費支出	50,000	50,000	-	
渉外費支出	50,000	50,000	-	
旅費交通費支出	100,000	100,000	-	
通信費支出	100,000	100,000	-	
消耗品費支出	200,000	200,000	-	
賃借料支出	500,000	500,000	-	
支払手数料支出	300,000	300,000	-	
租税公課支出	30,000	30,000	-	
雑支出	10,000	10,000	-	
管理費支出計	2,450,000	2,450,000	-	
事業活動支出計	5,490,000	4,990,000	500,000	
事業活動収支差額	△319,000	181,000	△500,000	
II 予備費支出	50,000	50,000	-	
当期収支差額	△369,000	131,000	△500,000	
前期繰越収支差額	7,542,845	7,681,166	△138,321	
次期繰越収支差額	7,173,845	7,812,166	△638,321	

(注) 資金の範囲に、現金預金以外の流動資産及び流動負債を含めている。

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会

定 款

令和5年5月27日 変更

# 定 款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 当法人は、一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会と称する。

(主たる事務所等)

**第2条** 当法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

**第3条** 当法人は、介護支援専門員が相互に連携し、研修等の活動を通じて専門性の向上に努めるとともに社会的地位を確立し、公平・中立な立場で介護支援業務を遂行する中で社会への提言を行い、そのことを通じて高齢者の福祉の増進と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の資質向上に関する研修事業
- (2) 介護保険制度及び介護支援業務に係る調査・研究及び刊行物の発行に関する事業
- (3) 市民に対する介護保険制度及び福祉施策の広報に関する事業
- (4) 介護支援専門員の情報交換、交流及び相談に関する事業
- (5) 地域の介護支援専門員によるネットワークの形成及び活動を支援する事業
- (6) 県、その他関係機関及び団体との連絡・調整に関する事業
- (7) 前各号の事業のほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

**第4条** 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

**第5条** 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

(種別)

**第6条** 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 介護保険法第7条第1項第5号に規定する介護支援専門員、又は同法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、当法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人、法人及びその他の団体。
- (3) 名誉会員 当法人に特別の功績があった者で、本人の承諾を得て総会において入会を承認された個人。

(入会)

**第7条** 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

**第8条** 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。本条の入会金及び会費は一般法人法第27条の経費とする。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(社員名簿)

**第9条** 当法人は、正会員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した「正会員・賛助会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「正会員・賛助会員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の正会員及び賛助会員に対する通知又は催告は、「正会員・賛助会員名簿」

に記載した住所又は正会員及び賛助会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(任意退会)

**第10条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

**第11条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

**第12条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条第1項第1号に定める正会員の条件を満たさなくなったとき
- (2) 正会員にあつては、介護支援専門員でなくなったとき
- (3) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき
- (4) 総正会員が同意したとき
- (5) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

**第13条** 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(会員利益享受の停止)

**第14条** 当該年度9月末日までに会費の納入が確認できない会員については、その納入が確認できるまでの間、理事会の決議により別に定める会員としての利益を享受させないことができる。

## 第3章 社員総会

(種類)

**第15条** 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

**第16条** 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

**第17条** 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

**第18条** 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第19条** 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(電子提供措置)

**第20条** 当法人は社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(議長)

**第21条** 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

**第22条** 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

**第23条** 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議、報告の省略)

**第24条** 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

**第25条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(社員総会規則)

**第26条** 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。



## 第4章 役員等

(役員の設定等)

**第27条** 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
  - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事、3名以内を副代表理事とする。常任理事を若干名置くことができる。
- 3 前項の代表理事、副代表理事、常任理事をもって当法人の業務執行理事とする。

(選任等)

**第28条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、副代表理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

**第29条** 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事会があらかじめ定めた役割分担に従いその職務を補佐し、代表理事が欠けたときは、理事会を招集して次の代表理事を定める。

(監事の職務・権限)

**第30条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

**第31条** 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

**第32条** 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

**第33条** 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

**第34条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規則によるものとする。

(顧問及び相談役)

**第35条** 当法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とし、社員総会の決議に基づいて、代表理事が委嘱する。
- 3 相談役は、代表理事の求めに応じて当法人の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、社員総会の決議に基づいて、代表理事が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、社員総会または理事会に出席して意見を述べる事が出来る。ただし、理事会での議決及び顧問及び相談役が会員でない場合は社員総会での議決には、いずれも加わることはできない。
- 5 顧問及び相談役の任期については、第31条第1項の規定を準用する。

## 第5章 理事会

(構成)

**第36条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第37条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

**第38条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、2か月に1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

**第39条** 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い副代表理事が理事会の招集を行う。

(議長)

**第40条** 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事又は副代表理事がこれに当たる。

(決議)

**第41条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わるこ

とができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

**第42条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

**第43条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

**第44条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(理事会規則)

**第45条** 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 その他の組織

(支部)

**第46条** 当法人は、区を単位とした連絡会を置き、各連絡会ごとに世話人を置くことができる。

(委員会等)

**第47条** 当法人は、第3条第2項に定める事業を円滑に処理するために、委員会及び部会を置くことができる。

## 第7章 会計

(事業年度)

**第48条** 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第49条** 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告を行うものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

**第50条** 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 当法人は、各事業年度にかかる貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

**第51条** 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

## 第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

**第52条** この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

**第53条** 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属)

**第54条** 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

**第55条** 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

**第56条** 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

**第57条** 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第11章 附則

(委任)

**第58条** この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(法令の準拠)

**第59条** 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上

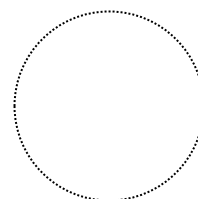
令和5年5月27日

現行定款に相違ありません。

神戸市中央区橋通3丁目4番1号

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会

代表理事 伊賀浩樹



(法人実印)



### 連絡先

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会 事務局

〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4-1

神戸市立総合福祉センター2F

TEL : 078-362-6222 FAX : 078-362-5277

メール [info@kobe-caremane.net](mailto:info@kobe-caremane.net)

ホームページ <http://www.kobe-caremane.net>

業務時間 : 平日 月・水・金曜日 10:00~16:00